

尼崎市監査公表第 6 号

過年度の包括外部監査の結果報告に対する措置の公表について

地方自治法第 2 5 2 条の 3 7 第 5 項の規定により提出された包括外部監査の結果報告に対し、市長より別紙のとおり措置を講じた旨の通知があったので、同法第 2 5 2 条の 3 8 第 6 項の規定により公表します。

令和 7 年 3 月 1 7 日

尼崎市監査委員 村 上 卓 史

同 藤 川 千 代

同 蛭 子 秀 一

同 綿 瀬 和 人

措 置 通 知 表【包括外部監査】

1 措 置 を 講 じ た 団 体	経済環境局（農政課）
2 監 査 結 果 報 告 日	令和6年2月21日
3 措 置 通 知 日	令和7年3月12日
4 監 査 結 果 の 内 容 <u>仕様書への業務内容の正確な記載（結果）</u> 尼崎市は、受託者がなすべき業務が明確となるように、仕様書に委託業務の内容を適切に記載すべきである。	
5 措 置 内 容 要 旨 農業公園における竹林除草等業務委託契約における仕様書において、受託者の業務範囲を明確に判明できるように業務内容の記載を改めた。	

※ 「令和5年度 包括外部監査結果報告書」掲載ページ P124

措 置 通 知 表【包括外部監査】

1 措 置 を 講 じ た 団 体	経済環境局（農政課）
2 監 査 結 果 報 告 日	令和6年2月21日
3 措 置 通 知 日	令和7年3月12日
4 監 査 結 果 の 内 容 <u>再委託承認申請書・承認書の記載内容の不備（結果）</u> 尼崎市は、再委託申請書の受付・承認段階で申請書に記載漏れ等があった場合は申請者に適切な申請書の再提出を求める必要がある。また、再委託先との契約書（写し）は、特段の事情がない限り入手すべきである。	
5 措 置 内 容 要 旨 再委託申請書に記載もれ等の不備がある場合は、受付段階で修正するように受託者に指示を行うよう取扱いを改めた。また、再委託がなされた場合における再委託先との契約書の写しについても、原則として入手するよう取扱いを改めた。	

※ 「令和5年度 包括外部監査結果報告書」掲載ページ P 125

措 置 通 知 表【包括外部監査】

1 措 置 を 講 じ た 団 体	経済環境局（クリーンセンター、業務課）
2 監 査 結 果 報 告 日	令和 6 年 2 月 21 日
3 措 置 通 知 日	令和 7 年 3 月 12 日
4 監 査 結 果 の 内 容 <u>一者特命随意契約理由の記載内容の充実（結果）【6 件】</u>	尼崎市は、一者特命随意契約の理由があることを明確にすべきである。
5 措 置 内 容 要 旨	本件業務に係る尼崎環境財団との一者特命随意契約については、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に位置付けて行ってきたものであるが、包括外部監査人の指摘にあるように決裁書にその説明が十分ではなかったため、今後は、令和 7 年度契約の締結から決裁書に一者特命随意契約の理由があることを明記するように取扱いを改める予定である。

※ 「令和 5 年度 包括外部監査結果報告書」掲載ページ P 133, 136, 141, 143, 144, 146

措 置 通 知 表【包括外部監査】

1 措 置 を 講 じ た 団 体	経済環境局（クリーンセンター）
2 監 査 結 果 報 告 日	令和6年2月21日
3 措 置 通 知 日	令和7年3月12日
4 監 査 結 果 の 内 容 <u>概算払理由の記載内容の充実（結果）</u>	尼崎市は、概算払の合理的理由を精査し、決裁書上も明確に記載すべきである。
5 措 置 内 容 要 旨	尼崎環境財団への委託業務については、過去の監査結果に基づき、当該業務以外の業務において概算払から通常払に変更した経緯もあるなか、令和6年度の契約締結にあたっては、財務状況を検証のうえすべて通常払に改めたところである。

※ 「令和5年度包括外部監査結果報告書」掲載ページ P 134

措 置 通 知 表【包括外部監査】

1 措 置 を 講 じ た 団 体	資産統括局（資産税課）
2 監 査 結 果 報 告 日	令和 5 年 2 月 22 日
3 措 置 通 知 日	令和 7 年 3 月 12 日
4 監 査 結 果 の 内 容 <u>貧困等による減免の申請なき更新処理に関する条例上の疑義（結果）</u> 尼崎市は、貧困により公私の扶助を受ける者に係る減免が、市税条例の根拠なしに適用されている状況を解消すべきである。具体的には、市税条例、固定資産税減免事務取扱要領又は固定資産税減免事務取扱基準の修正が求められる。	
5 措 置 内 容 要 旨 生活保護法に基づく扶助を受ける者に対し、固定資産税の減免事由が前年度から継続していることが確認できる場合においては、申請書を提出することなく職権による減免の適用をすることができるように、令和 6 年 2 月議会において市税条例を改正した。また、これに合わせて令和 6 年 4 月に固定資産税減免事務取扱要領を改正した。	

※ 「令和 4 年度 包括外部監査結果報告書」掲載ページ P 110

措 置 通 知 表【包括外部監査】

1 措 置 を 講 じ た 団 体	資産統括局（資産税課）
2 監 査 結 果 報 告 日	令和 5 年 2 月 22 日
3 措 置 通 知 日	令和 7 年 3 月 12 日
4 監 査 結 果 の 内 容 <u>過年度課税の拡大余地（結果）</u>	尼崎市は、土地家屋について、過年度に課税漏れ又は課税誤りであったもので、課税要件を充足していた証拠がある場合に過年度分まで遡及課税を行うことに関し、対応指針をより精緻化すべきである。
5 措 置 内 容 要 旨	過去に課税要件を充足していたことが客観的な証拠により証明できる場合の過年度遡及課税について、より公平な課税を実現するため、固定資産税・都市計画税における遡及課税実施基準を作成した。

※ 「令和 4 年度 包括外部監査結果報告書」掲載ページ P 115

措 置 通 知 表【包括外部監査】

1 措 置 を 講 じ た 団 体	福祉局（高齢介護課）
2 監 査 結 果 報 告 日	平成 26 年 2 月 18 日
3 措 置 通 知 日	令和 7 年 3 月 12 日
4 監 査 結 果 の 内 容 <u>特別養護老人ホームの土地無償貸与について（結果）</u> 特別養護老人ホームの土地の買収、及び整地に要する費用は補助金交付対象外となり、設置する社会福祉法人が自己財源で調達することとなるが、市は一部の社会福祉法人に対し市所有の土地を無償で貸与している。 これは充実した介護保険制度の発足を目指して、特別養護老人ホームを迅速に整備する必要性があったためであり、早急に施設整備を達成するため土地を無償で貸与するとして当時の判断に合理性は認められる。 しかし、現在では特別養護老人ホームが普及しており、新たに設置する法人との公平性の観点から、原則有償貸与への変更の可否を検討する必要がある。	
5 措 置 内 容 要 旨 平成 29 年 1 月に、貸付料の減額基準のうち「社会福祉法人等において、社会福祉事業の用に供する場合」の減額率を 1/2 減額と決定し、以前から市有地を無償で貸付けている社会福祉法人等（以下「法人」という。）については、経過措置を講じた上で有償化を図っていく旨の方針が定められた。 この方針に基づき、障害者福祉施設及び保育園の用途の貸付けとあわせ、法人と貸付料の有償化に向けた協議を行ってきたが、法人から理解を得られない状況であった。 これまでの協議状況を踏まえ、今後の対応について庁内検討した結果、「市が社会福祉施策として無償貸付けすることを条件に施設を誘致等してきたものであること」や「法人は市の社会福祉施策を担っており、貸付料有償化の理解を得られないことを理由として、市は契約更新を拒絶するという選択肢はないこと」などから、これまでの方針を改め、以前から市有地を無償で貸付けている法人については、減額基準を適用せず、無償貸付けを継続することとした。	

※ 「平成 25 年度 包括外部監査結果報告書」掲載ページ P 112